

質問事項

	質問要旨	回答要旨
1	<p>火薬取締法と自衛隊法106条との関係。貯蔵、運搬については適用除外ではないのか。国会図書館で調べたら「自衛隊の火薬類取扱設備設計基準」に一般火薬庫の保安距離表に50トン以下第1種保安物件の場合590とある。自衛隊法で別途政令で定めるとあるのは、火薬取締法と違う基準があるのではないのか。</p>	<p>自衛隊法第106条第2項における「政令で特例を定める」規定については、自衛隊法施行令第145条を指し、火薬類取締法上の「都道府県知事」を「経済産業大臣」に読み替えることが定められております。</p> <p>また、自衛隊法第106条第1項において火薬類取締法の一部の規定が適用除外とされていますが、火薬類取締法第11条や第20条第2項の規定は自衛隊にも適用されることから、貯蔵における保安距離を含む火薬庫の構造や貯蔵に係る技術上の基準及び運搬における内閣府令で定められた通路、積載方法や運搬方法に係る技術上の基準については、火薬類取締法の適用対象となっております。</p>
2	<p>自衛隊は米軍と火薬、弾薬庫の保安距離等の基準を共用しているのではないのか。それには237トンで1500mの保安距離が必要とある。火薬取締法と別途に定めているのではないのか。自衛隊教書での誘導弾火災の場合、2分間で1kmの避難などは火薬取締法にあるのか。はっきりした公表はされていないが、トマホークは性能的に誘導弾より被害が大きくなるのではないのか。</p>	<p>自衛隊の火薬類貯蔵施設等において、米軍の保安距離等の基準を共用している事実及び別途定めた事実はありません。</p> <p>また、令和6年8月及び11月にご回答しているとおり、陸上自衛隊の教範には、誘導弾が直接火災に包まれた場合には「1km以上の距離又は遮蔽物のかけ等に避難する」と記載されている資料はありますが、1kmはあくまで遮蔽物のない場合を念頭に置いたものであり、具体的には、演習場の原野における訓練時に自衛隊員が取り扱う場合などを想定した記述のことから、誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではありません。</p> <p>なお、防衛省・自衛隊においては、誘導弾も含め弾薬の種類に関わらず、その保管に当たっては、火薬類取締法に基づき、火薬または爆薬の量に応じて、安全性を確保するために必要とされる保安距離を確保しています。</p>
3	<p>昭和60年1月22日の小笠原貞子さんの国会での「自衛隊の弾薬備蓄等に関する質問主意書」に北海道の多田弾薬支処には「備蓄量三百トンの小型弾薬庫三十六棟と建設中の大型弾薬庫が三棟で備蓄量が一万トン」とある。祝園弾薬庫は一枚弾薬40トン以下で火薬取締法が守られていると考えていいのか。あらためて確認する、火薬取締法通りなのか。</p>	<p>問1においてご回答しているとおり、火薬類の貯蔵における最大貯蔵量を含む火薬庫の構造や貯蔵に係る技術上の基準は自衛隊に対しても火薬類取締法の適用対象となっております。</p> <p>このため、自衛隊における火薬庫の設置にあたっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき適切に行われています。</p>
4	<p>この度、令和7年度予算案における祝園分屯地に係る火薬庫の整備について、新たに6棟の火薬庫の整備予定が報告されたが、これに関して、 ① 新たに6棟を追加したのはなぜか。これまで予定の8棟と内容的にどう違うのか。 ② 最新の火薬庫は一層の安全管理のためにコンクリートの二重壁構造になっているとのことだが、そのような安全管理構造になっているか。 ③ 今回の予算措置は調査・設計に係る経費であるが、造成工事費や建築費などはどの程度の予算計上を考えているか。 ④ 残りの3棟の内容と予算額の見込みは。 ⑤ 「整備場」の目的と内容は。</p>	<p>①② 防衛省においては、防衛力整備計画等に基づき、増加する弾薬の保管所要に対応するため、火薬庫の増設を進めることとしており、概算要求後も予算編成過程において火薬庫の新設する施設について引き続き検討してきたところ、これまでに得られた情報等から、配置候補地において敷地内で必要な地種及び火薬類取締法に基づく必要な保安距離も十分に確保できることが確認できたことなどから、総合的に勘案した結果、今般、祝園分屯地内に新たに6棟整備することとしたものです。</p> <p>計画している火薬庫は、既に祝園分屯地内にある火薬庫と同様、地上覆土式を念頭に検討しておりますが、具体的には今後実施する設計等を通じて決定してまいります。火薬庫の設置にあたっては、火薬類取締法、建築基準法などの関係法令に基づき、十分な安全性を考慮して建設してまいります。</p> <p>③ 新たに整備する火薬庫6棟のうち3棟については、令和7年度に調査・設計を進めていきたいと考えておりますが、工事の着手時期や予算規模については検討中であり、予断を持ってお答えすることは差し控えます。</p> <p>④ 残りの3棟の火薬庫の整備については、各種弾薬の取得に連動して予算計上の時期を検討していきたいと考えており、予断を持ってお答えすることは差し控えます。</p> <p>⑤ 従前ご回答したとおり、整備場は、弾薬の点検、部品交換、清掃手入れ等を実施するための施設となります。</p>
5	<p>火薬庫の現行11施設に加えて、8棟プラス6棟で、今のままの位置では南下して手狭になるが、西側の空き地に移設する考えはないか。</p>	<p>ご説明している棟数以外の火薬庫の具体的な棟数・位置につきましては、自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、お示しできません。</p> <p>いずれにしても、既存の敷地内において、必要な保安距離を確保した上で、安全性には十分に配慮して整備を進めてまいります。</p>
6	<p>住民説明会について、「今後、火薬庫等の工事計画が具体化してきた際には、工事内容等について、近隣地区住民への説明を予定」とのことだが、これについて、 ① 2023年6月の精華町議会において国に対して求めた意見書は、「調査結果と今後の計画の説明を強く求める」ということであり、「工事内容」に限定したものではない。住民説明会の内容は、今後の火薬庫等の整備の目的と内容、火薬等の保管内容と保管形態、工事車両の輸送ルートと時間帯、万が一の事故が発生した場合の住民の避難場所の明記（西中学校だけでは住民の緊急避難場所にはなりえない）、完成後のミサイル等の輸送ルート、など、総合的な内容説明を求めたい。 ② 「近隣地区住民への説明を予定」とのことだが、「近隣地区住民」とは、どの地域の範囲を予定しているか、具体的に示されたい。住民説明会の開催を要望する声は、周辺自治体住民を含め既に1万人を超えており、まだまだ増えつつある。よって、住民説明会は、周辺自治体を含めて、実施すべきではないか。</p>	<p>① 従前ご回答しているとおり、陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫整備については、地元の関係自治体に対し、令和5年2月以降、累次にわたり、その計画の概要や調査の進捗状況等をご説明するとともに、貴町からのご要望やご質問に対しては、文書による回答を行ってまいりました。また、説明に使用した資料や質問に対する回答については、近畿中部防衛局のHPに掲載するなど、広く周知・広報に努めているところであり、貴町においても、議会への報告やHP掲載等により広く周知・広報をいただいているところと承知しています。防衛省・自衛隊としては、今後とも、貴町からのご質問・ご要望に応じて、火薬庫整備の計画や進捗状況を説明してまいりたいと考えております。</p> <p>その上で、今後、工事を実施するにあたり、まずは、分屯地外での工事車両の通行など、工事に伴い周辺地域に影響を与える可能性のある内容等について、近隣地区住民への説明を行いたいと考えております。</p> <p>② 近隣地区住民へのご説明の方法等につきましては、今後、精華町や京田辺市のご意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。</p>

<p>7 危険性と安全管理について、前回の回答では、「関係法令に基づき適切に行っており・・・」に加えて、「誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではありません」としているが、これは、誘導弾の爆発力が通常の爆発物の保安距離を超えており、想定外、と読み取れる。現にウクライナの爆発例から「半径10kmに及ぶ爆発の危険性がある」と専門家から指摘されている。このように解釈してよいか。</p>	<p>ご指摘の従前の回答は、陸上自衛隊の教範には、誘導弾が直接火災に包まれた場合には「1km以上の距離又は遮蔽物のかけ等に避難する」と記載されている資料はありますが、1kmはあくまで遮蔽物のない場合を念頭に置いたものであり、具体的には、演習場の原野における訓練時に自衛隊員が取り扱う場合などを想定した記述であることから、誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではない旨を回答したものであり、「誘導弾の爆発力が通常の爆発物の保安距離を超えており、想定外」であることを説明したものではありません。繰り返しになりますが、防衛省・自衛隊においては、弾薬の種類に関わらず、その保管に当たっては、火薬類取締法に基づき、火薬または爆薬の量に応じて、安全性を確保するために必要とされる保安距離を確保しています。</p>
<p>8 舞鶴基地では、ミサイル整備のために米軍属が駐在しているとのことだが、祝園分屯地についても、米軍属が駐在する可能性はないか。</p>	<p>現在、海上自衛隊舞鶴弾薬整備補給所が、米国の民間技術者から支援を得ていることは事実ですが、陸上自衛隊祝園分屯地において、米国の民間技術者から支援を受けるかについては、まだ何も決まっておりません。</p>
<p>9 現在、精華町の水道水から濃高度の有機フッ素が発生し、全国的にも、また、住民からも強い関心が寄せられている。貴基地内の地下水の状況について、過去から直近までの調査結果を公表されたい。</p>	<p>令和6年9月、陸上自衛隊が、祝園分屯地内の隊員の飲用に供する水源の調査を行ったところ、原水中に含まれる有機フッ素化合物の値は、国が定める暫定目標値(50ng/L)を下回り、異常がないことを確認しております。</p>